

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第7回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

1. 日時

平成15年2月24日(月)13:30～16:40

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],大山隆司,北野聖造,曾我部東子,竹崎博允,戸松秀典,長谷川真理子,土方健男,細川清,堀越みき子,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

荒井勉,一木剛太郎,金井康雄,鹿子木康,小池裕,寺田逸郎,中山隆夫,明賀英樹,山崎敏充,山崎恒

4. 議題

協議

- 1.裁判所運営への国民参加
- 2.司法修習委員会

5. 配布資料

【裁判所運営への国民参加】

(資料)

4. 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱案
5. 確認事項案

【司法修習委員会】

(資料)

4. 司法修習委員会規則要綱(案)改訂版

(委員提出資料)

「司法修習委員会規則要綱(案)の修正案」(宮本委員提出)

「確認事項(案)」(堀野委員提出)

(席上配布資料)

「確認事項(案)」

6. 議事

【遠藤委員長】定刻でございますので、第7回の委員会を始めさせていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の設置に関する規則の制定と、司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定についてご審議をいただきたいと思っております。

なお、本日は鶴岡委員がご欠席でございますが、定足数3分の1を充足しております。

すことをご報告申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、幹事からご報告があるようでございますので、お願いいたします。

【山崎敏充幹事】それでは、ご報告申し上げます。下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置につきましては、昨年12月に当委員会からご答申いただきました要綱を踏まえまして、今月12日の裁判官会議において、お手元にお配りしてある資料のとおり、「下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則」が議決されました。この規則は、条文の準用など法制的な観点から検討を加えておりますが、内容は要綱と同じものでございます。あさって、2月26日の官報に告示されて公布される予定でございます。

また、今申し上げました裁判官会議におきましては、この委員会で取りまとめられました確認事項につきましても、これを了承するという決定をいただいております。

今後、規則の施行日であります5月1日までに委員の人選等の準備作業を進め、遅くとも6月には中央の委員会の第1回会議を開催し、審査基準等の策定を経まして、本年10月に採用される新任判事補の指名から審議を開始していただく予定でございます。

委員の皆様には、改めて御礼申し上げたいと存じます。

また、そのご答申をいただいた際に、「簡易裁判所判事選考委員会について、その委員構成等を委員会に近づける方向で、その改革を図るのが適当である。」という確認事項が取りまとめられましたことを踏まえまして、これもお手元にお配りしております「簡易裁判所判事選考規則の一部を改正する規則新旧対照条文」に掲げてありますとおり、簡易裁判所判事選考規則の一部を改正いたしまして、学識経験者枠を増加させる改正をいたしました。それとともに、その学識経験者として法曹三者以外の有識者に就任していただく運用を行うなど委員の構成を改めることといたしましたので、あわせてご報告いたします。この規則は、2月19日に公布されております。

【遠藤委員長】ただいまの幹事のご報告に対して、何かご質問ございますか。

【宮本委員】簡裁判事の選考規則のことで、質問ではないのですが、確認的に3点ほど発言をしておきたいと思えます。

1つは、今回の改正は、これ自体は私は賛成ですが、今年の簡裁判事選考に間に

合わせるという、ある程度暫定的な意味を持っていると私は理解しております。

そこで、確認事項の2に、「委員の構成等を指名諮問委員会に近づける」とある「構成等」というのは、遠藤委員長がその問題の取りまとめのときに「委員の構成と選考のあり方を新しく立ち上げられる指名諮問委員会と同じ形に近づくような改革をすることが前提である」という趣旨で発言しておられますので、委員の構成についても、さらに今回改正になりませんでした選考のあり方についても、鋭意その方向での努力をなさるものだと私は理解します。

それから、3番目はちょっと細かい問題ですけれども、附則の2項を見ますと、弁護士委員と学識経験者委員については、従来の委員が新しくつくられる選考委員会の委員に委嘱されたものとみなすということになっておりますが、弁護士委員はともかくとして、学識経験者については、従来、事務総長ともう一人法務省の方だと、この間、司法制度改革推進本部の検討会で小池審議官が説明なさっておられました。つまり、事務総長と法務省の方ということになりますと、学識経験者には違いありませんけれども、この委員会では、学識経験者とは非法曹の委員を指すものという前提できていたと思いますので、この点を近々そのような取り計らいをされるように、と考えます。

【遠藤委員長】特に質問ではないが、意見を言わせていただきたいということでございますので、これは議事録に当然とどめるわけですが、特に幹事の方から改めてご説明をいただく必要がありますか、宮本委員。

では、幹事の方からお願いいたします。

【山崎敏充幹事】宮本委員のおっしゃられた最後の点ですが、私の説明がちょっと舌足らずであったかもしれませんが、委員の構成を改める内容の一つとして、学識経験者の選考のあり方を考え直そうということで、今、進めておるところでございます。お話のとおり、旧規定による学識経験者は、実際の運用として、最高裁事務総長と法務総合研修所長ということで、実質的に裁判官、検察官でありますので、委員会全体としても法曹三者だけで構成されていた実情がございましたけれども、新しい規定による学識経験者といましては、法曹三者以外の有識者に就任していただく方向で考えておりまして、まだ発令になっておりませんので具体的に申し上げられないのですが、法律関係の学者の方、非法律関係の学者の方、その他の有識者の方、この3名

の方をお願いするというので事務を進めているというのが現在の状況でございます。

【遠藤委員長】よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

まず、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会の設置に関する規則の制定について、前回に引き続きご審議いただきたいと思います。

まず、最高裁が司法制度改革推進本部の法曹制度検討会におきまして、当委員会の協議状況を説明されたそうでございますので、その結果を幹事の方からご報告ください。

【鹿子木幹事】2月18日の法曹制度検討会におきまして、お手元にお配りいたしております資料に基づきまして、当委員会で前回確認されました事項などにつきまして最高裁判所からご説明を申し上げました。この説明に対しまして検討会で意見交換がされましたが、結論的には、当委員会における検討内容についてはご了承いただいたところであります。その検討会の議論の内容につきましては、ご参考として検討会の議事概要をお配りしているところでございますので、これをごらんいただければと思います。

【遠藤委員長】ただいまの幹事の報告について、何かご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますね。

それでは、前回の議論を踏まえまして、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱案、これが資料4でございます。それから、前回も種々ご議論がありました確認事項、これも幹事の方で資料5としてご準備いただきましたので、幹事の方からご説明をいただきたいと思います。

【鹿子木幹事】それでは、資料4、資料5についてご説明をさせていただきます。

まず、資料4であります。これが地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則の要綱案の改訂版でございます。改訂された点について申し上げます。

まず、1番目の設置についてのところであります。

設置目的を盛り込むべきであるという前回の審議の結果を受けまして、「地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営等に広く国民の意見を反映させるため」という設置目的を盛り込みました。

また、この「等」についてであります。裁判所の運営について意見をお伺いすることが主たる目的であります。検察官、あるいは弁護士の方にも委員になっていただくことから、裁判所の運営に限ることなく、地域の司法のあり方などについても意見交換をしていただくことも考えられるために、「等」というのを入れてみた案をつくっております。1の設置のところに「等」を入れました関係で、2の所掌事務のところにも平仄を合わせて「等」というのを入れたところがございます。

各委員には、事前にこの案で配布して、ご意見等をいただける場合には事前にご連絡をいただいております。その中で、何人かの委員からご指摘をいただいたところがございます。この委員会の目的及び所掌事務として「等」ということで入れますと、その目的は、所掌事務としては範囲が不明確になるのではないかとご指摘がございました。

先ほど申し上げましたとおり、実際の運営といたしましては、地域の司法のあり方などについてもご議論をいただくということを考えているところではございますが、これは必ずしも不明確ということでありますとすると、そこは問題でございます。そうした地域の司法のあり方などの問題というのは裁判所の運営に関連する事項ということで、その範囲もご議論いただくということを前提といたしまして、不明確であるということから考えますと、「等」については落としてもよいのではないかと考えております。この点につきましては、ご議論をいただければと思います。

それから、次に、要綱案の4、委員の任命のところでありまして、前回の議論の結果を受けまして、項の順番を変更いたしまして、学識経験者、弁護士、検察官、裁判官の順といたしました。

それから、次に、資料の5、確認事項案でございます。

まず、1番目の委員の構成であります。前回の議論をいただきまして、「委員の任命に当たっては、多様な委員構成になるよう配慮し、学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとする」という表現といたしました。

それから、第2項の開催回数についてであります。前回の議論におきまして、少なくとも年数回とすべきというようなご意見もございましたところから、その趣旨も踏まえて、年に2回以上開催するよう努めるという趣旨をあらわすために、「設置の目的に

かんがみ」,「年複数回」というような表現を用いてみました。

それから,3点目の議事録等の公開についてであります。前回のご議論におきまして,原則公開であるという当委員会の意見ももう少しはっきり出すようにしてはどうかというご指摘がございましたところから,その趣旨も踏まえまして,「委員会及び部会の議事の公開については,当該委員会及び部会が決定すべき事柄であるが,当委員会としては議事録を公開するとともに,報道機関に議事を公開するのが相当であると考え。」と,こういうような書きぶりとしてみました。

それから,4番目に,委員会での意見の裁判所での取り扱いについてであります。前回の議論の結果を受けて,地裁,家裁委員会の意見に対する検討結果について,設置裁判所が適時委員会にフィードバックすることを確認事項としてはどうかということでしたので,そうした表現ぶりとしてみました。

なお,このほか裁判の独立を害さないようにというような趣旨を確認すべきではないかというご意見もあったところでありますが,前回の議論におきまして,それは当然の前提として異論がなかったところでありますので,その点は議事録にも記載されていることから,確認事項とするまでのことはないのではないかというふうに考えたところでございます。

【遠藤委員長】ただいまの幹事報告についてご質問がおりの方がいらっしゃれば,伺いたいと思います。いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは,要綱案と確認事項案と2つあるわけですが,最初に,資料4の要綱案についてご審議をいただきたいと思います。

先ほどのご説明によりますと,3点ほど修正があるようでございますが,第1点は,設置目的を盛り込んだということでございます。これは,原則的には改革審の意見提言にもありましたように,地方裁判所及び家庭裁判所の運営,「等」を入れるかどうかは別といたしまして,広く国民の意思を反映させるためということで,目的事項を明記したという点が第1点です。

第2点は,地域における司法のあり方などについても幅広く意見交換ができるようにということで,第1項の設置目的に「等」を入れた関係上,2の所掌事務にも「等」を入れた点でございます。しかし,いろいろご意見を伺っている段階で,若干疑義を招き

はしないかというご指摘がございました。そこで、「等」の字を残した方がいいのか、削除して、すっきりと「運営について云々」ということにした方がいいのかどうかについて更にご意見を承りたいと存じます。

第3点は、前回ご意見がございましたところに従って第4項の順番を変えた点でございます。

以上3点についてご審議をいただきたいと思います。いずれの点からでも結構でございます。いかがでございますでしょうか。

【堀野委員】まず設置についてですが、こういうふうに目的が明記されたことは非常にいいことだと思います。心配されていたような規定ぶりの美学にもあまり反しないと思いますし、これで何のための規則かということがはっきりしたという点で評価したいと思います。

「等」という点につきましては、私は存置していいのではないかと思います。「等」といったからといって別に不明確になるわけではなくて、あくまで運営にかかわる「等」でありまして、例えば地域の検察庁とか、あるいは弁護士会プロパーの問題をここで議論するという事はない。この「等」には入らないだろうと思います。あくまで地方裁判所や家庭裁判所の運営とのかかわりにおける弁護士会との関係とか、検察庁との関係とか、そういったものはここに入るかもわかりませんが、自ずから「裁判所の運営等」という言葉によってあらわされる広がり、膨らみといいますか、それは限定されるのではないかと考えます。その方が膨らみがあって、しかも自ずから常識的な範囲に限定されているということでいいのではないかと思います。

【宮崎委員】私も、今、幹事からご紹介があった、事前に若干の意見を言った者の一人なのですが、「等」が入りますと、先ほどのご説明にもありましたように、所掌事務の方にもやはり「等」を入れざるを得ないということで、案では両方入っておったわけです。私どもが法律案の審査などをするときの感覚で申しますと、設置の目的のところ「運営等」と書くというのは抵抗がないのでございますけれども、所掌事務の方に「運営等」というのがあるのはどうも不分明で、設置の方は「等」で構わないけれども、所掌事務の方の「等」は、書くのであればですが、「その他当該裁判所の管轄する地方とか都道府県における司法のあり方」、意味がそういうことだということであれば、

そういうことを書いて、「に関し」というふうには書かないと変ではないかということをお願いしました。「等」が残るのであれば、そういう意見を申し上げたいと思います。

【細川委員】私も、「等」が不明確ではないかと思います。その点は、今の宮崎委員と同じなのですけれども、その地域における司法のあり方といいましても、いずれにしても裁判の中身に関係あることではないことですから、裁判所の運営に関する、その地域における弁護士会や検察庁の運営のあり方ということになると思うのですが、それは、「等」がなくても当然議題にできる話です。裁判所が何かするとき、現地の検察庁や弁護士会のご意見を伺わないでできることというのは余りないわけですから、当然入っているだろうと思います。ですから、むしろ、ここはない方がすっきりしてよろしいのではないかと考えております。

【磯村委員】文言的にはどちらもあり得ると思うんですけれども、運営という言葉自体が非常に幅のある、膨らみのある概念であるということを前提とすると、あえて「等」をつけなければいけないという必要性は乏しいのではないかと思います。設置の趣旨のところも所掌事務のところも、両方「等」がなくてもいいのではないかとこのように考えます。

【遠藤委員長】今、主として3つほどご意見が出たわけですが、1の設置及び2の所掌事務とも、幅広くとらえるということで、「運営等」ということで「等」の字を残した方がいいのではないかというご意見。

次に、地方裁判所及び家庭裁判所の運営に関する意見という以上、地域における司法のあり方などは、当然のことながらそれは入り込むわけであって、強いて入れるまでもない。むしろ、「等」の字を入れることによって、こちらが想定している地域における司法のあり方以外の、個々の裁判の独立にかかわるような問題までやれるんだというような誤解を生むおそれが生じかねないので、1、2項とも「等」の字を削った方がいいのではないかというご意見。

もう一つは、設置目的自体は「運営等」という幅広い概念を用いてもさほど抵抗感はないけれども、所掌事務そのものに「等」の字があるということ、これは、特に裁判所からの諮問に応ずることが前提になっておりますので、「等」の字をここで入れるということについてはいかがなものであろうか。あえて言えば、1項については残

しても差し支えないが、2項については「等」の字を削った方がいい。あるいは、削るか、さもなくば「裁判所の運営並びに地域の司法のあり方について」というふうに明確に言い切ってしまった方がいいのではないかとこの3つほどのご意見のご提示をいただいたわけですが、ほかの皆さん方、どのようにお考えでございましょうか。

【大山委員】第3案ですか、「司法のあり方」という文言を入れるということになりますと、「司法のあり方」とは何ぞやという問題も出てきます。そういう視点から言いますと、「等」はいずれについても省くのがいいと思います。特に、戸松委員が言われている司法権の独立の点を、当然のこととして確認事項には入れないという立場をとるならば、「等」という文字を入れると誤解を招きかねない。したがって、両方とも「等」を省いた方がいいと思います。

【遠藤委員長】ほかの方々、余りご発言がないようですが、どうでしょうか、地方裁判所及び家庭裁判所の運営について広く国民の意見を反映させるためと云えば、我々が考えている当該地域における司法のあり方などについては、設置目的についても、所掌事務についても、当然入ってくるというふうに理解できるのではないのでしょうか。

であるとすれば、これは私の個人的な意見なんですけど、「等」の字を入れることによる多少の不安といえますか、ひとり歩きみたいなことがあり得るとすれば、思い切って1項、2項とも「等」の字を削るという方向で取りまとめた方がよいと思うのですが、そういう取りまとめには断固反対であるという方がいれば、もう少しご意見を伺ってまいりたいと思います。地域の司法のあり方などは当然この委員会でご議論いただけるというご意見は、当然のことながら議事録に残っているわけですから、そういう理解と前提のもとに両方とも削るということにさせていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

【堀野委員】私は、存置していいと言ったわけで、存置しなければならないと言ったわけではないのです。これは裁判規範ではありませんので、「等」があるかないかによって運用が直ちに変わるというものではないだろうと、地域の司法のあり方など当然その中に含まれているということで委員会の良識に任せてよろしいのではないかと思います。

【遠藤委員長】それでは、特にこれ以上、格別強いご議論がなければ、「等」の字につ

いては、1項、2項とも削除するということにさせていただきたいと思います。

それから、肝心の目的ですが、これは「地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため」ということでよろしいですか。

【磯村委員】文言的な質問なんですけれども、「地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営」と「運営」という言葉を重複させる必要があるのかどうか。単に「地方裁判所及び家庭裁判所の運営」とすれば足りるのかどうか、もし幹事の方でお考えがございましたら、お教えいただければと思います。

【鹿子木幹事】その点は、分かり易さの問題で、地方裁判所の運営と家庭裁判所の運営と分けてみたものでございまして、「地方裁判所及び家庭裁判所の運営」というようにすればいけないのかとおっしゃられますと、特にそれで差し支えがあるということではございません。

【遠藤委員長】このような場合、一般的には、原案のように丁寧に書くのか、あるいは、両方に引っかけるように一括して「地方裁判所及び家庭裁判所の運営」と書くのか、どちらが多いのでしょうか。

【中山幹事】少し付加させていただきますと、ここにこういうふうに書きましたのは、地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会、それぞれ規則を別個に設けようということを考えておりまして、その辺りのところもここにはっきりさせておいた方がよいのではないかとこのように考えてのものでございます。

【遠藤委員長】これはあくまでも要綱案であって、いずれ規則は、地方裁判所及び家庭裁判所委員会規則というのではなくて、地方裁判所委員会規則、家庭裁判所委員会規則というように、それぞれ独立したものになるという前提でこういう書き方をしたということのようでございますので、十分理解できる話のように思いますので、ご了解いただけますか。では、目的事項の表現ぶりについては原案どおりでよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり。)

それから、もう一つ最後に、委員の任命で、4項の1.から4.の順序を変えたわけですが、この点はいかがでございましょう。修正案どおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり。)

それでは、要綱案自体は前回のご議論を踏まえての修正は以上3箇所だけでございますので、ほかよろしゅうございますね。要綱案はこれで確定をさせていただきたいと思えます。

次に、資料5の確認事項、これは、前回のご議論を踏まえまして、準備会で作らせていただきました。もっとも前回議論いただいた点をすべて吸い上げた形にはなっておりません。先ほど鹿子木幹事からご説明がございましたように、前回のご提案を真摯に受けとめまして準備会で議論をさせていただいたのですが、最終的には資料5のような形で確認事項案をまとめさせていただいたわけです。いかがでございましょうか。

特にご意見がないようであれば、4つほど確認事項案でまとめられておりますが、原案といえますか、資料5の確認事項案で取りまとめをさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり。)

それでは、要綱案及び確認事項案とも、以上申し上げたような形で当委員会の議決ということにさせていただきたいと思えます。

それでは、幹事の方から今後の予定についてご説明ください。

【鹿子木幹事】ただいま、当委員会におきまして答申のご決議をいただきましたので、裁判官会議にご報告をさせていただくこととしたいと思います。また、事務当局におきまして、要綱を踏まえまして規則案を作成いたしまして、裁判官会議の議決を得て規則を制定することとさせていただきたいと思っております。

【遠藤委員長】引き続きまして、次の諮問事項でございますが、「司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定について」お諮りをしてまいりたいと思えます。

まず、前回お示しをした要綱案に対しましてあらかじめ幾つかのご意見が出されたようでございますので、これを踏まえまして準備会の方で要綱案を改訂させていただきました。まず、この点について幹事の方からご説明ください。

【小池幹事】それでは、ご説明申し上げます。お手元の資料4、司法修習委員会規則要綱(案)改訂版をご覧いただきたいと存じます。

これは、今、委員長からご説明ございましたように、前回資料2としてお配りしました要綱案につきまして、委員からご意見をいただいたものを踏まえまして、改訂版を作成したものでございます。なお、席上に配られております宮本委員からの修正案も参考にしております。また、確認事項案についても、堀野委員からご意見をいただいております。

まず、要綱案についてご説明申し上げますと、まず、1の設置の部分でございますが、これは宮本委員のご意見を踏まえまして、司法修習委員会の目的として、司法修習の充実を加えたものでございます。審議会の意見では、法曹三者の協働関係の強化と、もう一つ、法科大学院関係者等の意見の反映という要請を満たす仕組みが提言されているわけでございます。もとより、この委員会が現在の教官会議等の枠組みを前提として司法修習の充実を図ることは当然であります。やや文言が重なるようなところもございませうけれども、この趣旨を明らかにするという形で付加したものでございます。

2番目ですが、2の所掌事務(2)にアンダーラインを引いてございます。これは、委員会が行う協力依頼の対象を機関に限る必要はなく、個人を含めるべきではないかという宮本委員のご意見を踏まえて、「団体又は個人」という形に書き改めたものでございます。

3の組織というところは両論併記してございますが、これも宮本委員から12人以内というご意見をいただいたところで、両論併記とした上で委員会でご議論いただきたいと考えております。

10人以内という考え方と12人以内という考え方について補足させていただきますと、10人以内とする考え方は、委員会での議論が自主的、統一的にするためには、人数は10人以内程度が適当ではないかという考えに立っております。委員の構成としても、いわゆる法曹三者、裁判官、検察官、弁護士をそれぞれ1名とし、司法研修所の所長1名で、法曹関係の委員を4名、その他6名を広い意味での学識経験者とするというイメージでございます。

これに対して12人とする考え方は、堀野委員の確認事項案の第3項にございませうけれども、弁護士と学識経験者をそれぞれ1人増やして、裁判官1人、検察官1人、

弁護士2人,それから司法研修所の所長のほか学識経験者7人というイメージでございます。それぞれこういう考え方に立っておりますが,ご議論いただければと存じます。

それから,数字の4と7というところでございます。従来は「次に掲げる者」というアンダーラインを引いた部分に1.)から5.)のものが横に並べてあったわけですが,1.)から5.)に掲げられたものが必ず委員ないし幹事を構成することを法制的に明らかにするには,このように号立てをして列挙する方が適当であるという宮崎委員のご指摘を踏まえて修正したものでございます。内容の実質に変更はございません。【遠藤委員長】ただいまの小池幹事の説明に対して何かご質問があれば承りたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは,ご意見を承りたいわけでございますが,2の所掌事務の(1)につきましては,ア,イ,ウと3つほど所掌事務が掲げられております。アは修習についての基本方針の策定及び実施に関する重要事項,イは修習生の修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項,ウは,ア及びイに掲げるもののほか法科大学院における教育との有機的連携の確保に関する事項その他司法修習生の修習に関する重要事項。重要事項が3つほどここに掲げられているわけでございますが,どうも具体的にイメージしにくいところがあるような気もしないわけではございませんので,協議に入ります前に,この点について幹事の方からご説明いただけますか。

【小池幹事】それでは,補足させていただきます。

2の所掌事務の(1)1.)アの重要事項でございますが,例えば,新しい司法修習の理念や新しい司法修習の構成・期間,それから,今考えております司法修習の内容,すなわち,集合修習,分野別実務修習,総合型実務修習といったものの内容やその実施方法,さらに,新旧の司法修習が重なり合う時期がございますが,そういった移行期における2つのタイプの修習の在り方というような事項が考えられるところでございます。

イの重要事項としましては,これはいろいろございますけれども,この委員会が大きな観点から検討するということからしますと,例えば,教育の中身を考えていくときに,教官会議,あるいは実務修習について協議する場であります司法修習生指導担当者協議会といった会議の持ちよう,在りようというものを検討すること等が考えられ

るところでございます。

それから、ウでございますが、これはいわゆるバスケットクローズでございますが、ア又はイの事項以外のものということでございます。法科大学院の教育と司法修習が有機的な関連性を持たなければいけないことは当然の事理でございますので、その有機的関連性を持った修習の中身は、むしろアの項目に入ってしまうので、そういったもの以外の項目、例えば、法科大学院の研究者教員の方が司法研修所の教育方法に関して相互に意見交換するとか、外部の方から法曹教育の在り方に対する要望をお聞きするとか、あるいは外国の法曹養成制度の動向把握といったような事柄等が、ウの重要事項としては考えられると思います。

【遠藤委員長】具体的な所掌事務、重要事項をまず頭に置いた上で、第1項の設置、特にその目的についてご議論いただいた方がよろしいかと思ひまして、重要事項3つについて幹事の方から説明をいただいたわけでございますが、今の幹事の説明についてのご質問があれば承りたいと思います。よろしゅうございますか。

では、そういう理解で、若干前に戻るわけでございますが、修正案では、これは主として宮本委員のご提言等々も踏まえまして、従前は「司法修習生の修習及びこれに係る司法研修所の管理運営に関し、法科大学院における云々」と、こうだったのですが、「司法修習生の修習の充実及び」という言葉を入れさせていただいたわけですが、まず、この点について宮本委員、何かさらに補足的にご説明なりご意見があれば承りたいと思います。

【宮本委員】私の修正案のとおりに入れていただいたので、異論はありません。

【遠藤委員長】そういうことでございますので、ほかの委員の方々、「司法修習生の修習の充実」という言葉を入れること自体についてはよろしゅうございますね。

次いで所掌事務、今、幹事報告のとおりであったのですが、2の(2)については少し先にご議論いただきたいと思いますが、2の所掌事務の(1)の1.)のア、イ、ウ、それから、それに対して意見を述べると、ここまではよろしゅうございますね。

それでは、(2)のところにまいりたいと思いますが、これは前回の指名諮問委員会でも出た議論と連動するわけですが、資料の提出、説明その他の必要な協力依頼については、団体だけではなく個人に対してもできるということで、この点も宮本委員の

ご指摘のとおり組み入れたわけですが、よろしゅうございますか。

それでは、確認事項については後ほどご議論いただきたいと思いますが、要綱案そのものについての第1項と第2項、つまり、設置と所掌事務、ここまでのところはよろしゅうございますね。

【磯村委員】所掌事務の(2)の、今の「団体又は個人」のところなんですけれども、法曹の養成に関係するというのが個人にも全部かかっていくのかどうかということなのですが、例えば、修習のあり方について、法律家ではない教育関係者に意見を聴こうというときに、法曹の養成に関係するということにそれも読んでしまうのか。あるいは、もう少し自由に、広く意見を聴けるというようにするのかというのが、文言として両方あり得るかなというように思いますが。

【遠藤委員長】「大学その他の法曹の養成に関係する団体又は個人」とこうあるものですから、今のようなご質問が出てまいったんだろうと思いますが、この点はどうでしょうか。

【小池幹事】ここで想定していますのは、養成にかかわるところで、例えば個人というところにつきましても、例えば実務修習で修習の担当をしている人とか、そういう方を想定しております。ただ、関係するということをどのくらい広く解するかというのは、この運用の中で考えていけばよろしいのではないかと考えているところでございます。

【遠藤委員長】よろしゅうございますか。そのほかいかがでございましょうか。

よろしいですね。では、所掌事務までのところは、この要綱案どおりに確定をさせていただきたいと思えます。

次に、第3項の組織、これは両論併記といいますが、10人案と12人案で提起をさせていただいているわけですが、これは、第4項の委員の任命とも密接に関連してまいりますので、この点は一括してご審議をいただきたいと思えます。

なお、12人案というのは、あらかじめいろいろご意見を承っているうちに、宮本委員、堀野委員からのご意見がございましたので、併記にさせていただいたわけでございます。

内訳の違いは、先ほど幹事からご説明がございましたように、10人案は、頭の中

では、裁判官、検察官、弁護士、法曹三者がそれぞれ1人ずつで3名、それから、司法研修所の所長、その他6名。司法研修所長も法曹であることが前提になっているようにございますので、4対6ということで法曹外委員が数が多くなっております。

12人案は、やはり法曹外の委員が数が多い方がいいだろうという前提に立った上で、弁護士と学識経験者をそれぞれ1人ずつ増やした案のようでございますが、まず、宮本委員、堀野委員の方でこの点についてのご意見があれば、先に承りたいと思います。

【堀野委員】10人か、あるいは12人かという問題が先にあるのではなくて、10人が正しくて12人が間違っているとか、あるいはその反対であるとか、そういう意味ではないということをご理解いただきたいと思います。あくまで結果の問題だということですので。論議がよくできるかどうかという人数としては、10人と12人では質的に違いがないだろうというふうに思っています。

そこで、一番議論になると思われるのは、なぜ私の修正案で1:1:2と弁護士だけ2名にしたのかということですが、これは、弁護士の方のエゴという意味にとっていただくと困るので、絶対そういうことではなくて、将来の法曹の在り方とのかかわりで、それから、現在進行中の司法制度改革の中で、法科大学院を含めて非常に多くの多様な法曹を生み出そうとしている、そういう現状を踏まえての意見であります。

やがて、毎年3,000人というオーダーの修習生を迎え、そして、それに近い法曹を生み出していくという中で求められている将来の法曹像としては、やはり、現代の多様なニーズにこたえていくという法律家。狭い視野の法律家ではなくて、非常に多面性を持ち、多様な見識を持つという法律家を輩出していくという意味においては、法曹の中で、やはり弁護士の有り様というのが、良きにつけ悪きにつけ、将来の法曹像を規定していくことになるだろうと考える次第です。数の上においても、3,000人出るとすれば、2千数百名が弁護士になっていく。そして、裁判制度、あるいはその他のリーガルシステムを支えていくということになったときに、その弁護士たちが、その養成の過程において多様性を確保していくことが必要だと考えます。

この司法修習委員会の中で、司法修習委員たる法曹の中において、1人ではできなくて2人だとできるという意味ではないのですけれども、弁護士にも非常に多様な存

在があり、やはり、この修習委員会での修習の在りようを議論する中においても、ある固定した経験を持った弁護士1人だけではなくて、やはり多様性が担保されるような、そういう形にしていただければということで、あえて2名ということをご提案したわけで、決して民事と刑事に分けるとか、あるいは地方と中央といった、そういう単純な分け方ではなくて、多様な質を持った法曹を生み出していくという意味で、この委員会における弁護士の働きというのは非常に重要なものではなからうか、また、果たすべき責任は大きいのではなからうかということで申し上げたわけです。そういう趣旨で、1:1:2という、ちょっと異例な構成をご提案したわけでございます。

それから、学識経験者1名を増やすという点においては、これは、これこれという確かな根拠を持って主張したわけではございません。この委員会は、指名諮問委員会と違って、やはり一定の専門性が要求されるだろう。つまり、全く法曹と関係のない方々へ広げていくという、そういう指向性は持たないんだというふうに思います。そういう意味では、学識経験者と言った場合には、やはり、これも将来の法曹が、自然科学、あるいは社会科学はもちろんですけれども、社会科学も広い分野からの素養が必要になってくるということから言えば、学識経験者1名を増やして、そして、その多様性を確保した方がいいのではなからうかという意味でご提案したわけで、その点ご理解いただければと思います。

【宮本委員】今の堀野委員のご意見と微妙に違うところが出てくるのですけれども、私は、この委員の構成は、さきにこの委員会で決めた指名諮問委員会の構成と同じ考え方でいくのが基本的にはいいだろうと思っています。そこで、まず1つは、非法曹委員を多くするという。それから、もう一つは、法曹三者の委員を2:1:2にすること。

その考え方でいきますと、研修所所長は従来裁判官が就任しておられます。研修所所長には、裁判官あるいは検察官は就任できるが、弁護士は就任できないという、法律の仕組みからそうなるわけです。そこで、研修所所長を裁判官1人と考えた場合には、研修所所長を含めて裁判官2人、それから検察官は1人で弁護士が2人。弁護士が2人いうところは、堀野委員と意見が同じです。それに対して、非法曹の学識経験者が6人ということになります。そうすると、11人ということになります。研修所所長

は別格だというふうに考えますと、裁判官委員を1人増やして2:1:2,さらに研修所
所長,それとの釣り合い上,学識経験者を法曹より多くということになりますと7人で,
そうすると13人ということになります。

私は11人または13人どちらかが適当だということを提案したいと思います。ただ,
私も10人はだめなんだとか,11人,あるいは13人でなければいけないだとい
ことを言うつもりではありませんので,検討の一つの材料にしていただけれと思
います。【遠藤委員長】宮本委員の要綱案の修正案である12名案は,今日のご発言では若
干修正されまして,やはり,法曹外委員の数が多い方がよいという前提に立った上,
法曹三者2:1:2,合計5名プラス法曹外委員6名で11人か,あるいは司法研修所の
所長枠を別枠に設けるとすれば,法曹だけで6名になってしまうので,プラス7名で1
3名というご提案のようです。

それから,堀野委員のご提案によると,確認事項案の第3項がそれにかかわるわ
けですが,法曹三者4人,これは裁判官1,検察官1,弁護士2,司法研修所長は別
枠で,その他7名ということでご提案をいただいているわけですが,ほかの委員の
方々,この点についてのご意見はいかがでございますか。

【前田委員】私は,やはり原案の方がしっくりすると申しますか,司法試験委員を長く
やらせていただいて,司法試験の運営をずっと法曹三者でやっていくのをずっと横か
ら見させていただいてきたわけですが,ここで,法曹の相互協力という言葉を目的
うたっていますけれども,これは,やはり信頼関係を持って,相互に法曹三者が日本
の司法を盛り立てていく。そのときに,細かい議論はもちろんしなければいけない面
はあります。民事と刑事の分かれ方とか,いろいろなものはあると思うんですが,それ
は,どうもこの新しいシステムの中では幹事会のレベルで吸い上げるのがかなり適切
のような感じがするのです。やはり,法曹三者というときに,1:1:2でも2:1:2でも,
いずれにせよ今までの歴史,伝統でやってきたものを変えなければいけないほど問
題があるとは思えない。何か,1:1:1を変えるというのは,かなりぎらつく感じが私は
いたします。

それと,実質論として,やはり,中身が,修習の対応が変わった側面はあるかもし
れませんが,裁判修習,検察修習,それから弁護修習と,やはり三本柱で,そ

のウエイトがそんなに大きく動く、学生の数が増えるという問題はあろうかと思いますが、研修の中身の柱の立て方はそんなに変わらないのではないかと。大きく変われば、また考えなければいけないと思いますが、当面、今、制度設計をする段階では、基本的に法曹三者1:1:1。司法研修所の所長は、私は裁判所とか検察庁の代表として発言されることはあり得ないと思います。今までの動き方を見させていただいていても、やはり組織の長としてのお立場で参加される。ですから、その意味で、法曹三者のバランスをとって研修所から1人入られて、それより多目の学識経験者を入れていかれるというやり方が、非常に合理性がある。

ちょっと長くなって恐縮なんですけど、最後に1つ申し上げると、裁判官の採用とか任用の問題の委員構成と、この司法研修所の委員構成は、私はやはり自ずと違うと思います。やはり、裁判官を入れるときに裁判官が多くなって、それからまた弁護士任官の問題があるので弁護士がある程度加わるというのはよくわかるんです。ただ、司法研修所をどうしていくか、それから、法曹三者の連携をどうしていくかという目的の中では、やはり基本的に同数で、しかも出てきている具体的な問題に関しては幹事会の場で議論していただく。それを踏まえて全体の調和を考えていくというのが合理的だと思って、原案を支持させていただきます。

【戸松委員】私も前田委員とほぼ同じで、10人以内でよろしいと思います。堀野委員も宮本委員も、どうも法曹三者のバランスのことについて非常に気にされているのですけれども、各分野から1人ずつ伝統的な考え方に沿って出されて、所掌事務の2の(2)でいろいろな意見を、資料説明その他得ることができるようになっておりますので、その方面から十分活用できますから、10名程度でよろしいのではないかと気がするのと、私はどうもこの内訳をぴしっと決めておくのがどれほどの意味があるのか、むしろそうしない方がよろしいのではないかと気もしています。司法修習の内容というのは、各属している団体の利益とかそういうものが反映されるものではなくて、大所高所からやらなくてはいけないことだと思いますので、余りその辺はこだわらない方がいいのではないかと。思います。

【青木委員】法曹三者の比率を余りリジッドに考える必要はないのではないかと。というのはそのとおりだと思います。先ほど堀野委員の方から、これからは弁護士の方の

数も多くなる、あるいは、様々な専門知識がますます必要になってくるというようなお話がありました。

そうすると、適当な学識経験者という方が、弁護士の資格を持っておられるという場合もあり得ると思うのです。ですから、裁判官、検察官、弁護士という、弁護士会が何かを代表されてというようなことがあると思いますけれども、この学識経験者の中に弁護士の資格を持っておられる方を排除しないような形で運用していくというのが1つの考え方かなというふうに思います。

【遠藤委員長】今の青木委員のご発言を前提にすると、結局、原案どおり10名ということによろしいのではないかということですね。

ほか、いかがでございましょうか。

【長谷川眞理子委員】法曹三者が1:1:1で司法研修所長が入ってという、この辺はそれで妥当だと思いますし、そこを別に割り振るようになっていく必要もそれほどではないのではないかと思います。

それで、その他学識経験というところで、結局先ほどから出ていますように、この委員会はやはり司法修習についてどういうふうにしたらいいかという専門的な内容がありますから、それほど従来の形のものと大きく異なるということはないと思うんですが、専門家をつくる教育をどういうふうにしていけばいい教育になるかということ、内容の詳しい、どういうことを教えるかというよりは、専門性の高いしっかりした専門家をつくるにはどういうタイプの教育をしたらいいかという、その教育プランについて助言とか何か発言をするという意味では、別のタイプの専門家をつくっている集団の人たち、例えば科学者でもいいし、医者でもいいし、エンジニアでもいいし、そういう法律の専門家ではないタイプ、しかし高度に専門性のある人間たちを養成していることにかかわっている人たちから見て、法律の専門家をつくるという教育の在り方がそれでいいと思えるか、もうちょっと何か変えたことがあってもいいのではないかという発言ができると、そういう別のタイプの人たちをそろえておけば、具体的な司法修習の内容ではなくてもかなりいろいろなことに貢献できると思うのです。ですから、その場合、そういう別のタイプの専門家を養成している職業集団というのを何種類とれるか。それで、何種類あれば十分かということといえば、10人だとほかというのは4人ぐらいでいい

かと思えます。

【宮廻委員】私も、学識経験者の中身が大変大事なのではないかと思っています。今、自然科学の分野の方をというご意見もございましたが、それも将来的には大事なことであるとは思いますが、とりあえずは外国の法曹養成に詳しい方を少なくとも1人は入れておくべきではないかと思えます。

それは、今回、法科大学院を設立して法曹養成の方法を根底から変えることになったのですが、外国の法曹養成がどのように行われているかということ、わが国と比較して従来から検討していれば、今回のような突然の方向変更というようなことは避けられたのではないかと思うからです。

そういう意味で、漫然と学識経験者というのではなく、例えば確認事項の中でもよいのですけれど、外国の法曹養成に詳しい人を少なくとも1名を入れるということを明記できたらと思えます。

【遠藤委員長】長谷川委員、宮廻委員から、数もさることながら、学識経験者の中身の問題に十分留意する必要があるというご発言があったわけですが、私も全く同感でございます。これを議事録にとどめていただいて留意していただくか、確認事項に入れるかどうかということは、後ほどお諮りしたいと思います。委員の数についてももう少し、できればご発言いただいていない方々からのご意見を承ることができればと思うのですが、どうでしょうか。

【曾我部委員】今までのご議論を踏まえまして、人数は狭めるのではなく、12人と広げた方がいいのではないかと思えます。例えば、法科大学院の教員が法曹である場合だってあるだろうと思えます。そうしますと、その他学識経験者の人数が圧迫されるという感じがいたしました。むしろ12人としておけば、法曹、非法曹にこだわることなく、制度を育成し、充実させていくのに必要な人材12人を選ぶことができ、委員会の内容は豊かなものになると思えます。

【遠藤委員長】ほか、いかがでございましょうか。

私は、問題は2つほどあるように思います。1つは、この委員会も指名諮問委員会と同じように、法曹三者以外の委員の方が多くなければならないという考え方、この委員会は指名諮問委員会とはちょっと違うので、法曹外委員の数が法曹三者の数よ

りも多くなければならない必要性はないという考え方、いずれを採るかの問題です。

もう一つは、法曹三者間の委員の数の問題です。原案のように法曹三者対等の観点に立ち、その数を文字どおり1:1:1とするか、あるいは、その枠組みを2:1:2とするかの問題のように思われます。なお、この点については、司法研修所長を裁判官枠の内枠とするか、外枠とするかの問題があるようです。

ご承知のとおり、司法研修所における教官の数は、教科割合に基づき2:1:2とされているものですから、私などのように教官を経験した者にとっては、比較的すんなりとその割合が頭の中に入ってくるのですが、この委員会の委員の数を教官の数と同じ比率割合としなければならない必然性はないように思われます。また、司法研修所の所長は、法律上当然に裁判官が就任するわけではありませんし、裁判官としての身分を有する方が所長に就任し、委員となった場合には、あくまでも司法研修所の運営管理の責任を負われている立場から発言されると思われまので、所長は別枠としてよいのではないのでしょうか。また、この委員会においても、法曹外委員の数を法曹委員よりも数多く確保した方がよいと思います。このような観点に立つとすると、必然的に原案のように10名案が浮かんでくることとなりますので、この際、10名案で取りまとめさせていただければと思うのですが、どうでしょうか。10名ではやはり少な過ぎる、バランスその他を考えるとおかしいということで強いご発言があればともかくとして、そのあたりでご了解をいただければと思うのですが、どうでしょうか。

【宮本委員】強い発言はいたしませんけれども、先ほど前田委員からのご意見で、法曹三者の委員のバランスということ余り考えるべきではないと。私も今のご議論を聞いているとそう思います。むしろ重要なのは、ここで学識経験者にどういう人材に入っているのか、それをどうやって確保するのかということを考えるのが重要ではないかと思うのです。先ほど宮廻委員がおっしゃっていましたが、私もその意見に賛成で、そちらの方を何か検討していただきたいと思います。人数については、最終的には、今委員長が取りまとめかけられた10人でも構いませんが、非法曹といえますか、学識経験者の中身で議論いただきたい。

【竹崎委員】人数論が決着しそうなので、中身の方で少し発言させていただきたいと思います。

この規則をつくるとかなりの期間そのもとで動いていくのだろうと思うのですが、立ち上がりの時期というのは、やはり法科大学院と修習との連携の問題、あるいは新しい修習の骨格をつくるという問題が、恐らく非常に重要になってくるだろうと思います。そういたしますと、ここの学識経験者の中に占める、法科大学院関係、あるいは法学関係の比率がある程度高い時期が生ずることはやむを得ない。もちろん、その制度設計の段階で諸外国の調査も必要だということになると思いますし、あるいは自然科学の領域等での知見をかりてくるということも必要だろうと思います。しかし、いずれにしても、制度を立ち上げる時期というのは、そういう面での配慮というのが必要だろうと思います。

しかし、そこから先、少し安定してきますと、社会のニーズはどういう方向へ向いているのか、これは法曹を送り出す最後のステップであるわけですから、そういう意味での視点というのを持っていかなくてはいけないでしょう。そういう意味では、ここで構成される委員のありようというのは、時代によってやはり少しずつ変わってき得るものだろうというふうに思いますし、変わってくるということを頭に置いて、少しやわらかい制度設計をしておくことが必要なのではないかというように思っているわけです。

【遠藤委員長】まだ10名案で固まったわけではございませんが、皆さん、大方ご賛同いただければ、10名ということになりそうです。その場合には、委員の構成は第4項の委員の任命で、1.裁判官から始まりまして、5.が法科大学院の教員その他学識経験のある者、これは、1.から5.まで縦並びに修正させていただいたわけですが、これは裁判官から必ず1人は採らなければならない、検察官から1人採らなければならない、こういう発想のようです。1, 2, 3, 4を各1人となれば、必然的に5.の法科大学院の教員その他学識経験のある者は6名と、こういうことになるわけです。

今、竹崎委員のお話を伺ってみると、なるほどもっともかなと思われるわけですが、この委員会のスタート段階は、やはり何といても法科大学院の構想がスタートして、その連携ということが非常に機能的には大事になってくるであろうと思われます。そうすると勢い法科大学院の教員の占めるウエイトが多くなることは避けがたいかもしれません。しかし、これが2年、3年、4年というふうに落ちついてくれば、その中身の6名の比率割合も変わってくる可能性がある。だから、そういう意味では柔軟に対応で

きるような制度設計ということが望ましいであろうというご発言があったわけですが、これは、後ほど確認事項のところでも多少時間を設けてご議論をさせていただきたいと思います。

確認事項まで高めて、さらにこの学識経験のある者の推薦基準について何か盛り込む必要があるのか、あるいは、今日のご議論は当然議事録にとどめさせていただくわけですが、柔軟な運営ということを前提にすると、余り絞り込まない方がいいだろうということになる可能性もあり得るわけですが、その点は、どちらにせよ確認事項について既に若干ご意見が出ておりますので、大変恐縮ですが、要綱案としては原案どおり10名ということにさせていただいて、4項の委員の任命も枠組みだけをおよぶような形でご了解をいただきたいと思いますが。

【磯村委員】4の委員の任命の1.から5.までの項目立てに関するものなのですが、こういう項目立てに分けるとということについては全く異論はないのですけれども、この司法修習委員会が立ち上がる時期は法科大学院の設置よりも早いと思いますので、いきなり法科大学院の教員というのを書くのが適当かどうかということが問題となりえます。その他の学識経験の中に最初から読み込めるので、形はこのまま残すというのも一つの方法だと思いますが、その点はいかがでしょう。

もう1点は、法科大学院のカリキュラムとの関係で発言をさせていただきたいのですが、法科大学院の最初の修了者が出てから5年を目処に、法科大学院における実務教育のあり方を再検討することが予定されております。したがって、2年、3年という話ではなく、10年ぐらいのタームで法科大学院のカリキュラムと司法修習の在り方が相互に関連して動いていくということになりますので、その間、法科大学院関係者で、かつ、実務家教員というよりは、研究者教員が関与していくことになるのではないかと思います。

【小池幹事】ご指摘のとおりでして、法科大学院の教員というのは、学識経験ある者の例示として挙がっております。恐らく、この規則ができるところではまだ存在しないと思いますので、今おっしゃるような点を考慮した上での項立てです。

【遠藤委員長】今のご発言、私も大変もっともだと思うのですが、このスタート段階では法科大学院がまだ発足をしていないにもかかわらず、要綱は規則になるわけです。

が、その中で法科大学院の教員、これは例示的にお挙げになったのだらうと思いますが、これは一向構わないという理解ですか。

【宮崎委員】法律がもうできておりますので、そういう点では書くのは構わないと、形式的には思います。

【遠藤委員長】法科大学院自体はまだスタートはしていないが、既に法律ができているわけですから、その点はクリアできるように思われます。

それから、先ほど私は2年、3年で様子を見てと申し上げましたが、おっしゃるとおりで、法科大学院のこれからを考えると、やはり多少長いスパンで、それが5年か10年かわかりませんが、その上で流動的に動いていると、こういう理解であるべきなのかもしれません。そういう前提で、第3項並びに第4項については原案どおり確定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、以下第5項委員の任期、2年、再任可能、非常勤。第6項委員長、互選により選任、委員長の職務は会務の総理、代表、事故あるときは、あらかじめ職務代理者を定めておく。それから幹事、これも一括してお諮りさせていただきたいと思いますが、幹事は置く、幹事は裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員、法科大学院の教員その他の学識経験者、幹事の職務は、委員の補佐、非常勤。議事についても一括してお諮りしたいと思いますが、過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。過半数で決して、可否同数のときには委員長の決するところによる。庶務については、最高裁の人事局。雑則、この要綱案に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとい、第5項以下を一括してご議論させていただきたいと思います。

特にこの点はちょっと問題ではないかというところがあれば、ご発言いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

【長谷川真理子委員】別に問題ではないのですけれども、先ほどの地方裁判所委員会のときも、それからこの司法修習委員会も、長い目で見てどのように作り上げていくかという、かなり先までのいろいろな継続性が重要だと思うのですけれども、そういうときに2年が任期で、再任されることもできるとありますが、その委員会の全員が変わってしまって、前の議論もどうなっていたのかわからないということがないように、前

に出席していた人は必ず次のところに何パーセントか出席しているというような、そういうことは別にこういう委員会で決めておかなくてもよろしいのでしょうか。

というのは、今、私などがかかわっている海外の学会などでは、大抵現会長というのと次の選挙で選ばれた副会長というのがいて、次の選挙で選ばれている副会長が次の会長になることになっているので、必ず同時に出席して、前の引き継ぎを経てから自分が会長になるとかということで、審議の継続性が保障されるようにしようというふうになってきているのですけれども、全員変えて、全部新しいメンバーになってしまうとかということにはならないということは、別に書いておかなくてもよろしいのでしょうか。

【小池幹事】運用上配慮できるのではないかと思います。再任することができるというのは、その回数について特に定めているわけではございません。むしろ、法曹三者の場合には継続性があり過ぎて問題があったということもあるかと思っております。

【遠藤委員長】これは、この委員会に限らずほかの委員会でも、今ご指摘のような懸念というか、配慮というかあり得ると思うのですが、これは、私も今の幹事のご説明と同様に、それぞれの委員会において、運用によって十分配慮できる問題だと思っておりますが、よろしいのではないのでしょうか。

【堀野委員】7の幹事の4.)の関係機関の職員という場合の「関係機関」というのは何を指すのでしょうか。

【小池幹事】司法研修所の教官、あるいは司法研修所の事務局長というものを想定しております。今後、例えばもう少し養成される人の広がりが出てくれば行政庁の人ということもあると思いますが、当面はそのようなイメージでございます。

【遠藤委員長】よろしいでしょうか。

それでは、要綱案については以上をもって確定させていただきまして、堀野委員の方から確認事項案を提示されていますので、ここで10分間ほど休憩をさせていただきまして、確認事項にどれを盛り込むか盛り込まないか、少しご議論をいただきたいと思っております。

(休憩)

【遠藤委員長】それでは、時間になりましたので再開させていただきたいと思います。

堀野委員から確認事項の案が全部で5項目、もっとも、そのうちの第3は、先ほどの要綱案の議論で解決したように思われますので、残りの4つほどの点について、堀野委員の方からご説明をいただけますか。

【堀野委員】3はもう決着がついたようですし、4についても先ほど議論が行われて、ここは何らかの工夫をいただくということで、できるだけ多様な方々に入っていただくと、そのことについても一応のコンセンサスがあったのではないかとということで、3と4については省かせていただきまして、1は、要綱案の所掌事務のイにかかわるものでございます。

その他の司法修習生の修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項というのが所掌事務に入っているわけですが、その中に、確認的に司法研修教官等の選任及びその事務の委嘱に関する選考の基準・方法など、そのあり方について調査審議することが含まれるものとするという確認を入れていただきたいというのが1つの考え方です。

これを特に持ってきましたことにつきましては、主として司法研修教官のうち弁護教官の選任にかかわる問題で、裁判所と検察庁の教官の選任については、裁判所、あるいは検察庁の中で適任者の選任が行われているもの、少なくとも制度上はそうなっているものというふうに考えておりますけれども、弁護士会から弁護教官を推薦するという人事につきましては、これは弁護教官たるべきものが系統的に候補者が蓄積されているという状況ではなくて、ある意味では、3年の任期を終えて、そしてその欠員を補充していくという形でアドホックに行われていると、そういったことがございます。

この確認事項を挙げたことにつきましては、その選任をする裁判所側にすべての問題があるというわけではなくて、弁護士会側において適切な教官を推薦していくというシステムができているかどうかという問題とも関連しているわけで、その両面を見なければいけないだろうと思います。

この十数年間の間に、弁護教官の推薦問題については、いろいろと問題がなかったとは言えない。現実には、やり方としては、例えば今年度3名の民事教官と4名の

刑事教官が任期を終えるということになりますと、次期の教官として同数の教官が必要になるわけです。そのときに、慣行上、弁護士会は最高裁からの求めによってその倍数を推薦しております。したがって、今の数字でいきますと民事では6名、刑事では8名という候補者を推薦するという、そういう仕組みになっていまして、その中から最高裁判所が必要な人数を採用するということになるわけであります。その過程の中で、かつて弁護士会が順位をつけて推薦した時期もございました。倍数ですから、第1順位グループと第2順位グループに分けて推薦するというので、今の民事でいいますと3名の第1順位候補者、3名の第2順位候補者というふうにして出していた時代があったのですけれども、現在は順位制をやめて、3名に対しては6名を適任者として推薦するというシステムをしています。

そうなった経過にはいろいろあるわけですが、候補者についての採用する側と推薦する側との人物評価、あるいはその能力について、恐らく異なった局面で見ているというケースが多いのだろうというふうに思います。必ずしも弁護士会のそういった推薦の順位がずっと尊重され続けてきたということではなく、裁判所の方の裁量によって第2順位の中から採用するということもある。それから、民事と刑事の教官、これは別々に推薦するわけですが、刑事の教官に適任者がいないとして、民事の余った候補者から採用するということがあります。そうすると、どういう基準で選考されているのだろうと、果たして本当の適任者が教官になっているのだろうかという疑問が弁護士会の中にあつた。そういったことが事前にも事後的にも説明されないままに、何となくしこりのようなものを残して今日まで来ているという状況があったということは、率直に言わざるを得ないだろうというふうに思います。これが適任者と思える人が積極的に立候補しないひとつの原因にもなっています。

これは、弁護士会の責任でもあります。つまり、刑事弁護について有能であり、かつ健全な常識を持っているという人を毎年何名も推薦していくということは非常に難しいという状況もあります。そういう中で問題が起こってくることは、ある意味では必然的な面もあるわけですが、少なくとも、特に弁護教官として、その選考の基準とか、あるいは選考の方法はどうあるべきかとか、選考した後の互いの信頼関係の構築についてどうすべきかというようなことについて、これはどこかで議論されなければ

いけない問題だろうと思います。

すぐれた教官が採用されることは、弁護士会にとっても、裁判所あるいは司法研修所にとっても、特に国民にとって共通の利益の問題でありまして、そのところで信頼関係を持ってそういったことが行われるようなシステムが何か考えられないだろうかといった問題意識を持っている中で、この司法修習委員会というのが司法制度改革審議会を始め、最高裁判所の方からもこういう形で提起されてきた。とすると、司法研修所の管理運営に関する重要事項を審議するという中に、そういった教官の、具体的な人事ではありませんが、少なくとも選考の基準とか方法、あるいはその在り方について事前に、あるいは事後的に委員会で調査審議するということがあってもいいのではないか、また、必要ではないか。そういう問題意識でこれを確認事項としていただければという趣旨であります。ほかの問題はここと直接関係しませんので、その点だけ、まずご審議いただければと思います。

〔遠藤委員長〕確認事項案を幾つか出されているわけですが、1番目の問題、これはほかとの連動性は余りないように思われますので、これに限って、まずご意見を承りたいと思います。今、堀野委員から、特に弁護士会における教官の推薦についての苦悩と申しますか、難しい問題点が多々あるんだということを前提として、これはひとつ確認事項の中に入れてほしいというご説明があったわけですが、弁護士会における教官の推薦の実態については、堀野委員、宮本委員以外には余りよくご存じない方も多いかと思しますので、今の堀野委員のご説明に対するご質問でもご意見でも、何でも結構でございます。ご意見を承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

若干、私の方から補足という形ではないのですが、私も東京弁護士会の司法修習委員会の委員長をやらせていただきましたし、日弁連の修習委員長もやりました。それから、司法研修所の教官もやった。大分前の話ではございますが、それから見ると、特に最近弁護教官の推薦をめぐる弁護士会の苦悩というのは非常に深まっていることは事実なのです。

裁判所の方からは、堀野委員ご説明のように複数推薦で出してくれと要請されるものですから、3名のときには3名に絞って推薦するわけにはいかない。6名を推薦することになりますが、これは実は大変なことなのです。特に、私が修習委員長をやっ

ていた十数年前、民弁教官のなり手は比較的多かったのですが、刑弁教官のなり手がほとんどなく、人材を発掘するというか、候補者に名前を連ねていただくだけで修習委員会はあっぴあっぴだったのです。

ところが、最近は修習生の数も多くなった、それから、ご承知のように湯島から和光に移った等々もございまして、民弁教官のなり手も非常に今は制約されている。修習委員会では、躍起になって人事委員会とともに何とか、ある程度の幅はございませうけれども適齢期というのがございまして、その中から本当に人格・識見ともにこれほと思う方をよってたかって推薦するのですが、これほと思った方に限って逃げられてしまう。勘弁してくれと言われてしまうわけです。それで、どうにかこうにか説得に説得を重ねてご推薦申し上げたところが、複数推薦なものですから全部が全部採用されるとは限らない。躍起になって説得されたがために、不承不承ご承認いただいた方が、就任を拒絶されるみたいな受けとめ方をされるということが毎年のように、とりわけこの数年は続いてきているわけなのです。

そういう実情から申し上げますと、堀野委員のおっしゃることも、個別具体的な教官人事をこの委員会で取り上げて議論しようということでは全くないと思うのです。堀野委員、そうですね。あくまでも一般的に、堀野案にお書きいただいているように、選考の基準とか方法とか、そのあり方について調査審議という言葉をお使いになっているわけですが、それが含まれるものであるということを確認していただいて、何とかそういう弁護士会の苦悩が打開できるように、この委員会で方法論を考えてもらえないだろうか。当然のことではあるのかもしれないけれども、念のため確認事項の中に入れてほしいという私なりの勝手な解釈が含まれているかもわかりませんが、そんなように思われます。ただ、それだけを取り上げて、いかに確認事項とは言いながら、ここに組み込むことについてはいかがなものだろうかというご議論も多々あるかと思えますし、率直なご意見を伺えればありがたいと思います。

【磯村委員】ご説明のご趣旨は非常によく理解できるのですけれども、私の理解では、確認事項というのは、やや疑義のあることについて念のため確認しておこうという趣旨がより強いのかと思いますが、どういう方が司法研修所の教官になるというのは、重要事項の典型例の一つではないかと思えます。そうすると、あえて書くことが適当

かという、むしろ不必要ではないかという感覚なのですが。

【戸松委員】確かに、ご説明を承ると重要な事項ですけれども、この委員会が発足してからそれを議題に取り上げていただくということは全然難しくないことなので、確認事項に書かなくても、弁護士出身の委員の方もいらっしゃるのですから、この委員会の所掌事務の中で処理されることに自ずからなるのではないかという気もしますけれども、あえて確認する必要があるということをここで確認することで済ますような、そういうことではないかという気がいたします。

【前田委員】全く同趣旨なのですが、ここでこの委員会が一步中に踏み込んで、当然含まれていることについて、これを特にやると確認すると、特殊な意味を持ってしまう可能性が全くないとは言えないのです。我々はそこを懸念しますので、むしろ、こういう趣旨をここで確認したということはよろしいですが、確認事項として書かない方が無難だと思います。

【宮本委員】所掌事務の1.)のイに当然含まれるというご意見に対して。私も含まれるとは思いますが、ただ、ここには「司法研修所の管理運営」とありまして、今、堀野委員が説明されたような司法研修所教官の選任の在り方、選任についての考え方という点は、必ずしもストレートには表現されてないですね。ということになると、その点もやりますということは、念のため書いておくのがいいと思います。

それから、質問ですけれども、弁護教官の場合には、堀野委員が説明されたように複数推薦という慣習ができていますが、検察教官、裁判教官の場合にはどうなっているのでしょうか。

【山崎敏充幹事】司法研修所教官の選任について、若干ご説明いたしたいと思います。ご存じのとおり、司法研修所教官としては裁判官研修担当の教官もおりますが、ここで話題になっておりますのは、当然司法修習生の指導に当たる教官ということですので、それに限って申し上げたいと思います。

私ども二部の教官という言い方をしておりますが、その二部教官は、現在、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の各科目それぞれ14名ずつ、これが4月以降はクラスが増えますので16名ずつ必要になります。それぞれの科目を担当する教官は、民事裁判、刑事裁判の裁判科目については、裁判官から、検察科目につい

ては検察官から、民事弁護、刑事弁護については弁護士からそれぞれ選任されることとなります。

裁判教官につきましては、裁判所における人事の一環ということで、適任者を探して任命するというをやっております。検察教官につきましては、法務省の方から推薦いただいて、それに従って任命が行われているという実情でございます。それから、弁護教官につきましては、先ほど堀野委員がご説明になられましたように、弁護士会から、基本的には倍数の候補者の推薦をいただきまして、その中から最もふさわしい人を選任していくというやり方をしておりますが、近年は、特に刑事弁護担当教官を推薦していただくのが難しいということで、必ずしも倍数になっていないという実情もあるようでございます。

裁判教官、あるいは検察教官は、それぞれの組織の中で教官に適当な人を選定しておると思いますが、弁護教官の場合は推薦いただいた方について、人物・能力の面から研修所教官にふさわしい方かどうかという点を審査しなければいけないわけですが、私どもの方では、必ずしも弁護士さんの人物なり、能力なりに関する十分な情報を持ち合わせていないわけですから、現実はどうするかというと、司法研修所の弁護教官室ですとか、あるいは弁護教官をやられたOBの方々など、かなり幅広にご意見をお伺いいたしまして、そういった意見を総合いたしまして、それを尊重しながら選任をしているというのが実情でございます。そういうことで、弁護教官と、先ほどご質問ありました裁判教官、検察教官の選任のやり方が若干違っているといえは違っているということになるわけでございます。

【遠藤委員長】今のお答えでよろしいですか。

【宮本委員】単数推薦ということでしょうか。

【遠藤委員長】そういうことになるのでしょうかね。

【堀野委員】将来的には考えていただきたいいろいろな重要な問題がございまして、例えば、弁護教官も年に数か月以上は事実上拘束される状況で、それが3年間続くわけです。事務所の仕事はほとんどできない。報酬というのは、給与ではなくて事務の委嘱ですね。講師料、あるいは講演料という形で月に20万円台の金額が補てんされるにすぎない。

それと、もう一つは、研修の教官というのは担当クラスの修習生とのつき合いが非常に多く、出費がかさむ。

それから、もう一つは、先ほど順位をつけてというようなことで申し上げましたが、君なら确实だということでノミネートをする。ノミネートされた人は仕事をその後セーブしていかなければならないわけです。3年間、仕事はほとんどやれないよということを事務所の中でも、事務所の外でも準備をしなければならない。ところが、決定するまでに数か月かかる。その結果、もし採用されなかったということになったときの、ある意味での打撃もあるし、そういった点で、この研修所における弁護教官の地位というのを何とか法的に解決できないものかという、そういった問題点もあろうかと思えます。ただ、私はそれをこの委員会の中でやると言っているわけではなくて、こういった問題を出す背景にはそういった問題もあるんだということで、やわらかな形ででも、この重要事項の中に含まれるという理解を示していただければというふうに思っています。

【細川委員】ご提案のような問題は、所掌事務の「重要事項」に当然入ると思います。ですから、おっしゃっておられることは当然のことを確認するだけですけれども、先ほど来お話を伺っていると、何か現在の選任方法がよくないということが前提で、それを考えるためにこれを取り上げてほしいというような感じに聞こえたものですから、そうすると、これを確認することに何か特殊な意味が出てくるような感じもいたします。だから、これが所掌事務に当然含まれることについては、皆さんの意見も変わらないようですし、それは議事録を見れば明らかになっているので、それでよろしいのではないのかと思います。

【遠藤委員長】いかがでしょうか。私は、心情的には堀野委員のご提案、私の経験からして、個人的には、できることであれば確認事項の中にこの程度のことは、表現をやわらげてもいいから入れていただきたいと思わなくはないのですが、ただ、今日のご議論を伺ってみても、これは当然の司法修習生の修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項、教官の選考基準その他については、それは当然入るというご理解に異論をお持ちの方はいらっしゃらないと思うのです。

ただ、これだけを取り上げて確認事項の中に入れるということは、これは言ってみ

れば限りがないわけであって、では、この問題はどうか、この問題はどうか、それは当然入るであろう、そういうことを網羅的に全部確認事項の中に入れ込んでしまったら、ある意味では切りのない話であって、今日の議事録の中でも、もう大方の皆さんが、今、堀野委員ご提案の司法研修所教官の選考のあり方については、当然弁護士会出身の委員もこの委員会の中にお入りになるわけであって、今日私が申し上げたようなこと、あるいは堀野委員がおっしゃったようなことを、弁護士会の司法研修所教官の推薦についての苦悩ということを率直にお話いただいて、ぜひこの委員会で取り上げて委員会としてご審議いただきたいということであれば、これは委員会としての所掌事務とは関係ないというふうにおっしゃることは、まずあり得ないと思う。

そこで、議事録の中で、こういう議論が出た、当然入るということを確認させていただいて、これだけを確認事項の中に1つだけつまみ上げて、この中に入るのだというふうに1条設けるということは、私もちょっとどうかかなという感じがしなくもございませんので、どうでしょうか、議事録に今日の議論が残ったということで、確認事項の中にはこれをあえて盛り込まない、当然のことであると、こういう理解のもとに、せっかくの堀野委員のご提案ではございますが、確認事項からは外させていただくという扱いをさせていただくことでご了解をいただければありがたいと思うのですが、よろしゅうございますか。あるいは、ほかの委員の皆さん、どうでしょう。

(「異議なし」との声あり)

では、第1項については確認事項にあえて盛り込まないと、こういうことで扱わせていただきたいと思います。

次に、第2項について、引き続きご説明いただけますか。

【堀野委員】第2項、これは地裁・家裁の委員会でも申し上げましたことですが、やはり、せっかく委員会をつくって、いろいろ重要事項を審議して、こうしようというふうになった後、その責任を負われる最高裁、あるいは司法研修所の方でどういうふうにならそれが処理されたかとか運営状況について、適時に委員に対して、あるいは委員会に対してその状況を報告する、説明するということが、やはり委員会を実質あらしめるためにも重要ではないかというのが2番目の点でございます。

それから、5番目も、特にこれから法科大学院ができていく中で、委員会が1年に1

回形式的に開かれるというようなことではなくて、やはり必要に応じて複数回開かれるということが必要であろうということです。

【遠藤委員長】今、堀野委員から第2項と第5項と一括してご説明をいただいたのですが、混乱を避けるために、第2項に絞ってご意見を承りたいと思います。

これは、所掌事務については随時最高裁判所では運営状況等を委員会に対して説明するというを確認してほしいと。これは、またある意味では当然といえば当然のことなんですが、1項について、私はこれだけを取り上げるということについては違和感があるように思われなくもないのですが、2項については、これは確認事項の中に入れていただいてもさほど違和感を感じることはないように思います。フィードバックといいますが、最高裁の方から運営状況を説明していただいて、それを積み上げていきながらこの委員会としての審議を中身の濃いものにするということ、つまり、2項程度のものはあってもいいのかなというふうに、私は個人的には思うのですが、いかがでしょうか。

いや、これも当然のことだから、1項と同じように入れるほどのことはないというご意見も当然あり得るかと思いますが、遠慮なくご意見をお聞かせいただきたいと思います。特にご異論がなければ、第2項は確認事項として残させていただきたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

【磯村委員】内容について異論があるということではなくて、文言の話なのですが、1つは、今、ご発言の時には「適時」という言葉をお使いになったかと記憶するのですが、文言では「随時」となっていて、これは少しニュアンスが違うのかどうかということ。それから、運営状況という表現が、所掌事項全体にかかるときに運営ということで全部入るのか、ちょっと気にならなくはないということと、もう1点、「説明するものとする」という対象、これは委員会に対しというのは当然なんだろうと思いますが、それを文言として明記する方が、だれに対しというのが明らかになるのではないかと思います。

【遠藤委員長】「その運営状況を説明する」と、運営状況全般というより、やはりこれは所掌事務との絡みで考えなければならないのかもしれないのかもしれませんが、そうすると、所掌事務は、当然のことながら「委員会の所掌に関する重要事項について云々」というふうにした方がいいのかというふうに思われますし、「随時」と「適時」、これは言われてみると

ニュアンスはかなり違うかもしれません。そうすると、委員のご指摘としては、「随時」というよりは「適時」の方が望ましいだろうと、こういうご意見でございましょうか。

【磯村委員】先ほどの地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会の方については、適時当該委員会に報告するのが適当であるとなっており、それと合わせることができるかと思えます。

【遠藤委員長】大変ごもっともなご意見のように思われますが、堀野委員、それによろしゅうございますか。

【堀野委員】よろしゅうございます。

【遠藤委員長】このほか確認事項案がいくつ出てくるか分かりませんが、できれば今日の委員会でこの点は確定させていただきたいと思えますので、場合によっては休憩時間を若干とらせていただいた上、その間に幹事の方で少し文案を練り直させていただきたいと思えます。

それから、堀野委員から年に数回、必要に応じて機動的に開催するものとするということを明記して欲しいというご提案がございました。年に1回か2回おざなりに委員会を開いてということでは困る、委員会活動が形骸化しては困る、それに歯止めをかけたいという趣旨で提案されたのだらうと思えますが、この点についてのご意見を承りたいと思えます。

これは地裁委員会・家裁委員会の確認事項との関連もございしますが、この委員会は、おそらくスタートしたら、特に最初の段階においては、新司法試験、ロースクール、いろいろな関係がございまして、年に1回や2回やればよいなどというものではなく、委員になられる方には大変な思いをさせる結果にならうと思えます。時と場合によると、年に十数回開いていただかなければならないようなことも考えられなくもないわけです。したがって、余りにも当然過ぎることだからこんなことは要らない、むしろ入れたら違和感があるという考え方があるかもしれませんが、一方、当然のこととはいえ、委員会の活性化を図るため、確認事項に入れておいた方がよいという考え方があるのかもしれない。どのようにお考えでございましょうか。

表現なども含め、ご意見を承りたいと思えます。

【大山委員】毎年必要に応じて機動的に開催するように努めるというような趣旨でい

かがでしょうか。

【遠藤委員長】年に複数回というようなことはあえて入れないで、必要に応じて機動的にというように表現してみたらどうかというご提案のようです。特にご異論がなければ、この点についても、幹事の方で若干時間をいただいて、表現を練らせていただきたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

それから、最後に、第3項は問題決着というふうに私も理解しているのですが、第4項については、先ほど長谷川委員、宮廻委員等々からご発言がありましたように、ある意味では大変重要な事柄だろうと思うんです。堀野委員の確認事項案によりますと、最高裁判所は、学識経験者から委員を選任するに当たりできるだけ多方面の意見を聴取して、適切な選任が行われるよう配慮するのが適当であるということのようでした。その表現は、長谷川委員や宮廻委員がおっしゃったニュアンスとは多少違っているように思われますが、長谷川委員がおっしゃった特殊な分野における専門家の養成という側面から見て適切な委員、宮廻委員がおっしゃった、アメリカその他の外国におけるロースクールの実情に詳しい委員の任命等も十分配慮する必要があるように思います。第4項そのものでなくても結構なんですけど、これをどのように反映させるべきかということについてご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【磯村委員】1点気になるのは「できるだけ多方面の意見を聴取して」という部分なんですけれども、これがご出身をできるだけ広い分野から考えるということだと、司法修習の在り方の問題を考えるというときにはやや広がり過ぎるのではないかと思いますので、例えば「専門分野等を考慮しながら適切な選任が行われるよう」というような表現に変えて、その運用に際して分野は考慮するけれども、多方面というのがやや踏み込み過ぎという感じがしますので、そういう表現に修正してはどうかというように考えます。

【遠藤委員長】問題は、一口に学識経験者といってみてもさまざまであるわけですが、多方面の意見を聴取すればいいというものではなくて、やはり、ねらいというのは、それぞれの分野別、どういう方をこの委員会にお迎えすることがこの委員会の目的を達成するのに最も望ましいと考えられるかという側面から選考するのが適

当であると、こういうことであればわかるけれども、漠然と「できるだけ多方面の意見を聴取して云々」というのはいかがなものであろうかという、こういうご発言のようです。【長谷川眞理子委員】先ほど私が言ったことも、国民にはいろいろな国民がいるから、そういういろいろな国民のなるべく広い意見を全部吸い上げねばならないと、そういうタイプの委員会ではないと思うのです。そうではなくて、同じ業界用語をしゃべっている同じ専門家集団だけで話をしていると、必ず何か偏ったこととか、おかしいことをおかしいと思わなくなったりするから、別の専門家集団というのがどこかに入っていて、違う角度から物を言ってくれる人が数人いればよろしいという意味で発言しました。そういう趣旨であればいいと思います。

【遠藤委員長】ほか、いかがでございましょう。

それでは、堀野委員の案として5つあったわけですが、1と3は取り上げさせていただかない、2と5については確認事項にする方向で幹事の方で案を作らせていただきたいと思います。また、4についても、一応検討させてください。やはりこれは入れない方がいいということになるかもしれませんが、表現ぶりも含めて、今、磯村委員からご発言、もし仮に入れるとすればその辺りかなというふうにも私も個人的には思っておりますが、休憩時間をここで15分ほどとらせていただいて、幹事の方で案文を作成して皆さんにお配りして、これでよろしいかどうかということを最終的にお諮りさせていただきたいと思います。

【宮本委員】やはり、公開のことは確認事項に入れた方がいいと思います。地裁委員会・家裁委員会の例に倣ってつくればいいと思うのですが。つまり、議事録公開と報道機関への議事公開という趣旨で。

【遠藤委員長】これは、恐らくご異論はないと思います。地裁委員会、家裁委員会と平行、同じような表現で、幹事の方で少し考えてみましょう。

【細川委員】先ほど、堀野委員の確認事項案の第3項を議論したときに、学識経験者が過半数を占めるということ、非法曹の委員が多数を占めるということをご異論なかったように思います。地裁委員会の確認事項にはそれが入っていて、こちらだけ入っていないとおかしい。余分な意味が出てきますので、4項を検討されるときに、その中にその趣旨を含めていただけるかどうか検討願います。

【遠藤委員長】では、検討させてください。

ほかに、確認事項の中にこれを入れてもらった方がいいのではないかというご意見があれば、恐らく今日最終で、確認事項案も含めて決めさせていただきたいと思えますので、休憩時間前におっしゃっていただければありがたいと思います。

【磯村委員】公開の問題も含めてなのですが、先ほどの地裁委員会、あるいは家裁委員会の中には、国民の意見をどう反映させるかという観点が特に重要だと思うんですが、この司法修習委員会というのが、もう少しコンフィデンシャルな問題をも扱うということを考慮すると、全く同じことでもいいのかどうかについては、少し検討していただく方がいいのではないかという気もいたしますが。

【遠藤委員長】おっしゃるような側面があるのかもしれませんが。今のようなご発言も踏まえて、地裁委員会、家裁委員会にそういう確認事項案があったから同じように入れなければならないのかどうか、少し幹事の方で練らせてください。

【青木委員】今のご発言が、僕はちょっとよく分からないところがあるのですけれども、この委員会の性格というのは確かに他とは違う委員会で、多面的というより、専門的な意見をどうやってみ上げて、プロフェッショナルな学校をどういうふうにつくるかということの議論を詰める場所だというふうに理解しました。では、今、コンフィデンシャルなことが議論されるとおっしゃったんだけど、具体的にはどういうことなんでしょうか。

【磯村委員】具体的なイメージが固まっているわけではありませんが、例えば、守秘義務の問題等々が出てくるとか、修習生のあり方について、公開ではない形での議論というのも、漠然としたイメージなんですがあり得るかもしれません。少なくとも地裁委員会、家裁委員会とは同列に扱えないという面があるのではないかという懸念を述べておきたいという趣旨だったんですが。

【遠藤委員長】青木委員、今のご説明でよろしゅうございますか。

それでは、15分休憩をさせていただきます、4時20分から再開をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(休憩)

【遠藤委員長】お手元にお配りした確認事項案のとおり、4項目について取りまとめをさせていただきました。小池幹事からこの確認事項案につきご説明いただけますか。

【小池幹事】今のご議論を踏まえてつくったわけですが、第1項につきましては、先ほどご指摘ありましたように、堀野委員の案に「司法修習委員会に対し」という点、事項については「重要事項について」という点、それから「適時」という先ほどのご指摘の点を入れたものでございます。

第2項につきましては、全体の数が10ということを中心に、まず学識経験者の方が多いということについては、法曹三者3人、それから司法研修所、これは1人でございますので、そこまでが4、その余が6ということはこの文章であらわし、それから、学識経験者につきましては、先ほどご指摘がありましたように、「専門分野等を考慮しつつ適切な選任が行われるように配慮する」という文言にしたわけでございます。

第3項につきましては、これは地裁委員会とはちょっと違っていて、毎年、必要に応じて、機動的にということ、かなりの回数開かれることが予想されますので、複数回という表現よりはこの方がよかるうということで採用したわけでございます。

それから、第4項につきましては、基本的には地裁委員会・家裁委員会の表現と同じでございますが、「原則として、議事録を公開するとともに、必要に応じて、報道機関に議事を公開するのが相当である」としました。これは、先ほどもご指摘ありましたように、事柄によっては、例えば人事にわたる事柄について報告するというような場合については、地裁委員会と若干異なった配慮が必要ではないかということで、議事録は原則として公開、それから、報道機関への公開は必要に応じてという表現にした次第でございます。

【遠藤委員長】いかがでございましょうか。こういう形で取りまとめをさせていただいたわけですが。

【戸松委員】第4項のことなんですが、私のように大学で教育に携わっている者からいたしますと、修習の内容の管理運営に関しというのは、大学でいえば大学の教育の内容について議論することとかなり似ている点があるのではないかと思います。そういうことを考えますと逐一公開するなどということは到底考えられないという感じがいたします。なぜこんなに公開を原則とする必要があるのか。むしろ機能的に管理運営

のことを議論して、決定していくという過程にどんな場面があるかいろいろ想像いたしまして、先ほどの堀野委員の提起されたような問題点の議論をするときを考えますと、私は公開原則はやめておいた方がいいのではないかと思います。たとえ公開原則にしても、この議事についてはひそかに違うところで話し合われて、かえってよろしくない状況が生まれるのではないかという気もしまして、4項はどうも考えものではないかということを休憩時間中に考えました。先ほど申し上げるべきことを今ごろ申し上げて申しわけありませんが、ちょっと皆さんお考えいただきたいと思います。

【前田委員】原則はおっしゃるとおりですし、大学にいる人間から見ますと、非常におっしゃるとおりなのですが、「原則として」という言葉の重みだと思うのです。あと、全体の司法制度改革のいろいろな議論の中で、この委員会も含めてですけれども、公開を要請されている、その要請の程度などを考えますと、やはり確認事項としては、原則として議事録を公開する、ただ、必要に応じて議事を公開する、この辺りが、ほかの審議会とかその他の公開の大きな流れの中から言いますと、妥当な線といえますか、このくらいの公開を認めていかないと世間から納得していただけないというか、また、大学も、徐々にいろいろな形で公開が迫られてきておりますし、私も情報公開などもやっていまして、戸松委員おっしゃるとおりの面もあろうかと思いますが、この案はこの辺りが適切かと。バランスとしてはこの辺りかなという考えを持っております。

【遠藤委員長】ほか、いかがでございましょうか。

戸松委員のご発言の趣旨もよくわかるのですが、これは、やはり新司法試験、それからロースクール下における司法研修所の運営、これは、法曹三者だけでなく幅広く世の中の人たちが関心を抱いている問題だろうと思うんです。そういう意味で、この4項では3つの歯どめといえますか、オールマイティーで公開と言っているわけではないので、「当該委員会が決定すべき事柄であるが」という断り書きをした上、更に議事録の公開については「原則として」ということを入れさせていただきました。当然例外もあり得るわけです。人事、その他の微妙な事柄については公開を否定しなければならない場合も予想されますので、あくまでも原則として議事録は公開するということにとどめた次第です。それから、報道機関に議事録公開するのも「必要に応じて」ということにさせていただきました。こういう3つほどの歯どめを設けてこういうまとめ方をさ

せていただいたわけでございますので、できればこのあたりでご了解をいただければありがたいと思っているのですが、戸松委員、いかがでございましょうか。

【戸松委員】この領域について余り発言することは、自分の立場との関係でよろしくないもので、微妙なことなのですが、行政文書の場面でいいますと、情報公開法の5条の不開示事由のどれに該当するかということをきちんと理論構成して、実際は司法修習委員会は行政機関でないから同法とは別の理論構成となるが、不開示決定のときはきちんとやっていただければ、それは運用上うまくいくのではないかという気がいたします。ただ、公開が原則であるからということで不用意に公開して、むしろ管理運営がうまくいかないことになるおそれはないのかなという、そういう心配をしているからで、実際の運用上はきちんとおやりになるのではないかと信じて構わないと思います。ただ、そういう懸念があるために申し上げた次第です。

【遠藤委員長】今のご発言も、議事録に当然のことながらとどめさせていただきまして、結局、私も運用の問題に尽きると思うのですが、運用上、今、戸松委員がご発言いただいたようなところをやはり慎重に配慮していただくという前提で、確認事項の4項をご了解いただければありがたいと思っております。

特にご異論があるとか、あるいはこれ以外にこういう表現を入れたらどうかとかございませうでしょうか。よろしゅうございませうか。

特にないようであれば、先ほどの要綱案に続きまして、確認事項案、これもあわせてこの議事録に添付をさせていただきます。最高裁判所及び新しく立ち上がる委員会の運用に当たって留意していただくようにしていただきたいと思います。

それでは、幹事の方から、この案件に関する今後の予定についてご説明いただけますか。

【山崎敏充幹事】ただいま、司法修習委員会の関係でも答申のご決議をいただきましたので、先ほどの地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の関係と同様に、裁判官会議にご報告させていただきます。その上で、事務当局におきまして、要綱を踏まえて規則案を作成し、裁判官会議の議決を得て、規則を制定してまいりたいと思っております。

【遠藤委員長】この委員会がスタートしたのは、昨年7月末であったと思っておりますが、

本日まで7回にわたりましてご審議をいただき、裁判官の指名諮問委員会の設置を初めとして、3つのテーマについて答申することができました。これは、偏に委員の皆様方の真摯な取り組みによるものでありまして、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれもちまして終了させていただきます。

【中山幹事】委員、幹事の皆様には、大変お疲れさまでございました。本委員会からは、ただいま委員長からのお話もございましたように、裁判所が取り組むべき喫緊の課題として、非常に重要な3つの事項について答申していただいたこととなります。まことにありがとうございました。

最高裁では、司法制度改革に関連してその他の重要な課題につきましても鋭意検討を進めているところであり、その検討の過程で、改めて本委員会にお諮りする事柄も出てくると考えておりますが、本委員会も喫緊の課題への対応という意味では、一応一区切りがつかしましたので、ここで一たん小休止ということにさせていただきたいと考えております。

これまで熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。